

※新型コロナウイルスが感染症法5類（第2種学校感染症）に移行した場合：2023.5.8以降予定

「発熱」「嘔吐」「下痢」などの症状がみられる場合は、原則として対面授業への出席を見合わせ、医療機関を受診してください。

## 出席停止連絡フローチャート

医療機関を受診し、「学校において予防すべき感染症（インフルエンザやコロナ等 P18参照）」と診断された場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、学校保健安全法に基づき「出席停止」とする。必ず授業担当教員・大学事務部へメールで出席停止連絡をすること。



宛先：授業担当教員と大学事務部（教務・学生課：[kodomo\\_kyomu@po2.hosen.ac.jp](mailto:kodomo_kyomu@po2.hosen.ac.jp)）  
メール題名：出席停止連絡・学籍番号・氏名  
メール本文：①学籍番号・氏名  
②診断された病名（例：コロナ、インフルエンザA型 等）  
③発症日  
④最終登校日  
⑤医師からの指示内容（療養期間等）



### 出席停止期間：原則として国の方針に準ずる

コロナウイルス	原則として、保健所または医師の指示する療養期間を終了するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで（P19参照）
インフルエンザ以外の 第2種学校感染症	学生生活ハンドブック（P18参照）、またはHP掲載の出席期間を参照
第3種学校感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

#### ◆実習中の欠席について◆

欠席についての連絡方法や実習再開の目安については、実習指導委員会からの指示に従うこと



治癒後、医療機関において「治癒証明書」への記入依頼、または「診断書」を書いてもらい、登校時に事務部 教務・学生課へ提出する。

- ・「治癒証明書」は本学指定様式・・・ホームページからダウンロード、もしくは事務部に依頼
- ・「診断書」は医療機関所定の様式・・・疾患名と、登校停止期間を必ず明記してもらうこと

※コロナ及びインフルエンザによる出席停止について、当面の間、回復後に提出する診断書等の提出は不要とする



「欠席届（メール）」を各授業担当教員に提出する（「授業ハンドブック」参照）